

27相振第1067号  
平成27年7月10日

株式会社フクシマエコテック 代表取締役 様

福島県相双地方振興局長



平成27年度廃棄物関係分析調査結果について（通知）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第19条第1項の規定に基づき実施したこのことについては、下記のとおり法令等に定める基準に適合しています。

つきましては、今後とも関係法令の規定を遵守し、当該産業廃棄物最終処分場の維持管理を適正に行ってください。

記

1 検査対象施設

株式会社フクシマエコテック  
産業廃棄物管理型最終処分場

2 検査結果

試料採取場所	ダイオキシン類濃度 (pg-TEQ/L)	基準値 (pg-TEQ/L)	試料採取年月日	試料の種類
最終放流槽	0.021 (異性体表は別紙)	10	平成27年4月16日	放流水

備考1 測定方法は、「最終処分場に係るダイオキシン類の水質検査の方法（平成12年環境庁・厚生省告示第1号）」に規定する方法による。

2 毒性等価係数（TEF）は、備考1に掲げた測定方法の規定に基づき、WHO-TEF（2006）を適用した。

3 毒性等量（TEQ）は、「最終処分場に係るダイオキシン類の水質検査の方法」の規定に基づき、測定濃度が定量下限以上の場合はその数値を用い、定量下限未満の場合は濃度を0として各異性体のTEQを算出し、それらを合計して算出した。

3 適用される基準

(1) 省令基準

一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年総理府・厚生省令第1号）第2条第2項第3号において準用する同省令第1条第2項第14号イに定める管理型最終処分場の浸出液処理設備からの放流水に係る排水基準

(2) 要綱基準

福島県産業廃棄物処理指導要綱（平成2年福島県告示第338号）第20条に基づく産業廃棄物処理施設の維持管理に関する基準で定める管理型最終処分場の浸出液処理設備からの放流水に係る排水基準

（事務担当 県民環境部 環境課 技師 小野 電話 0244-26-1237）

ダイオキシン類測定結果

調査名: 産業廃棄物最終処分場の放流水等におけるダイオキシン類調査	調査の種類: 放流水
試料名: (株)フクシマエコテック 産業廃棄物管理型最終処分場	採取日: 平成27年4月16日
試料量: 10.160 L	

ダイオキシン類		濃度 (pg/L)	試料における 定量下限値 (pg/L)	試料における 検出下限値 (pg/L)	毒性等価係数 TEF	毒性等量 (pg-TEQ/L)
P C D D s	1,3,6,8-TeCDD	(0.17)	0.24	0.07	0	0
	1,3,7,9-TeCDD	(0.12)	0.24	0.07	0	0
	2,3,7,8-TeCDD	ND	0.24	0.07	1	0
	TeCDDs	0.29	-	-	-	-
	1,2,3,7,8-PeCDD	ND	0.22	0.07	1	0
	PeCDDs	0.19	-	-	-	-
	1,2,3,4,7,8-HxCDD	ND	0.3	0.1	0.1	0
	1,2,3,6,7,8-HxCDD	(0.07)	0.17	0.05	0.1	0
	1,2,3,7,8,9-HxCDD	ND	0.4	0.1	0.1	0
	HxCDDs	0.07	-	-	-	-
	1,2,3,4,6,7,8-HpCDD	(0.1)	0.5	0.1	0.01	0
	HpCDDs	0.1	-	-	-	-
	1,2,3,4,6,7,8,9-OCDD	0.6	0.4	0.1	0.0003	0.00018
	PCDDs	1.3	-	-	-	0.00018
P C D F s	1,2,7,8-TeCDF	(0.18)	0.20	0.06	0	0
	2,3,7,8-TeCDF	0.21	0.20	0.06	0.1	0.021
	TeCDFs	0.72	-	-	-	-
	1,2,3,7,8-PeCDF	ND	0.22	0.07	0.03	0
	2,3,4,7,8-PeCDF	ND	0.24	0.07	0.3	0
	PeCDFs	ND	-	-	-	-
	1,2,3,4,7,8-HxCDF	ND	0.4	0.1	0.1	0
	1,2,3,6,7,8-HxCDF	ND	0.5	0.1	0.1	0
	1,2,3,7,8,9-HxCDF	ND	0.4	0.1	0.1	0
	2,3,4,6,7,8-HxCDF	ND	0.3	0.1	0.1	0
	HxCDFs	ND	-	-	-	-
	1,2,3,4,6,7,8-HpCDF	ND	0.5	0.2	0.01	0
	1,2,3,4,7,8,9-HpCDF	ND	0.19	0.06	0.01	0
	HpCDFs	ND	-	-	-	-
1,2,3,4,6,7,8,9-OCDF	ND	0.4	0.1	0.0003	0	
PCDFs	0.72	-	-	-	0.021	
PCDDs + PCDFs		2.0	-	-	-	0.021
D L P C B s	3,3',4,4'-TeCB(#77)	(0.08)	0.22	0.07	0.0001	0
	3,4,4',5'-TeCB(#81)	ND	0.4	0.1	0.0003	0
	3,3',4,4',5'-PeCB(#126)	ND	0.23	0.07	0.1	0
	3,3',4,4',5,5'-HxCB(#169)	ND	0.4	0.1	0.03	0
	ノンオルトCBs	0.08	-	-	-	0
	2,3,3',4,4'-PeCB(#105)	(0.2)	0.4	0.1	0.00003	0
	2,3,4,4',5'-PeCB(#114)	ND	0.4	0.1	0.00003	0
	2,3',4,4',5'-PeCB(#118)	0.5	0.5	0.1	0.00003	0.000015
	2',3,4,4',5'-PeCB(#123)	ND	0.26	0.08	0.00003	0
	2,3,3',4,4',5'-HxCB(#156)	ND	0.4	0.1	0.00003	0
	2,3,3',4,4',5'-HxCB(#157)	ND	0.4	0.1	0.00003	0
	2,3',4,4',5,5'-HxCB(#167)	ND	0.32	0.09	0.00003	0
	2,3,3',4,4',5,5'-HpCB(#189)	ND	0.24	0.07	0.00003	0
	モノオルトCBs	0.70	-	-	-	0.000015
DL-PCBs		0.78	-	-	-	0.000015
TOTAL		2.8	-	-	-	0.021

- 備考 1. 濃度は、単位体積(L)当たりの濃度として算出した。  
 2. 濃度欄の括弧付きの数字は検出下限以上定量下限未満の濃度であることを示す。  
 3. 濃度欄の[ND]は、検出下限未満であることを示す。  
 4. 毒性等価係数は、「最終処分場に係るダイオキシン類の水質検査の方法」に基づき、WHO-TEF(2006)を適用した。  
 5. 毒性等量は、濃度が定量下限未満のものはゼロとし算出した。  
 6. TEQについては、Total TEQで数値の丸めを行っており、途中の小計等では丸めを行っていない。

参考	pH	6.8
	SS(mg/L)	<1